

保護者の皆様

川崎市立土橋小学校

校長 吉野 晶子

新型コロナウイルス感染症の拡大防止における児童生徒の健康管理について

新型コロナウイルスの感染拡大防止について、保護者の皆様には児童生徒の健康観察へのご協力をいただきありがとうございます。

児童生徒の健康管理につきましては、市の教育委員会の指示に基づき、ご家庭における毎朝の健康観察（検温等）、登校時の健康チェック表の提出などをお願いしているところですが、昨今の感染の急拡大の状況を踏まえ、引き続き、次の事項についてご協力をいただきますようお願いいたします。

- 手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策をお願いします。
- 必ず登校前に児童生徒の健康状態（発熱、咳などが無いこと）を確認してから「健康チェック表」を持たせて登校させてください。
- 児童生徒が新型コロナウイルス検査で陽性が判明した場合、又は陽性者の濃厚接触者となった場合、またPCR検査を受検することになった場合には、学校保健安全法第19条による出席停止となりますので、速やかに学校にご連絡をいただきますようお願いいたします。
- 児童生徒に発熱や咳等の風邪の症状が見られる場合、同居の家族の方に未受診の発熱等の風邪の症状が見られる場合は、登校を控え、自宅で休養していただきますようご協力をお願いします。
- 児童生徒の同居の家族が濃厚接触者に特定され、無症状の場合は、児童生徒の登校を控えていただく必要はありません。登校についてご不安がある場合は、学校へご相談ください。
- 新型コロナウイルスワクチンの接種のために学校を欠席しなければならない場合には、学校へご連絡ください。また、副反応であるかに関わらず、接種後、発熱等の症状が見られるときは、自宅で休養していただきますようお願いいたします。
※欠席についてご心配なことがありましたら、学校へご相談ください。
- ご家族に陽性が判明した場合は、同居しているご家族が濃厚接触者となる可能性が高いことから、保健所からの連絡がなくとも、ご家庭での判断において登校を控え、自宅で休養していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

【マスクの着用について】

学校教育活動においては活動場所や活動場面に応じてマスクの着用をお願いしています。

次の場合は、着用する必要がありません。

- (1) 体育の授業や部活動等、運動を行う場合

※ただし、次の場合はマスクを着用します

- ・身体的距離が取れない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になる

リスクがない場合

- ・用具の準備や片付けなど運動を行っていない場合
- ・児童生徒がマスクの着用を希望する場合

- (2) 気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高く、熱中症等の健康被害が発生するおそれがある場合

- (3) 登下校時

- (4) 十分な身体的距離が確保できる場合

どの場合も、マスクを外す際には、できるだけ人と十分な距離を保ち、近距離での会話を控えるように指導しています。活動場所や活動場面に応じた、メリハリのあるマスクの着用を行えるよう指導してまいりますので、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。